資料２－５

令和２年 11 月 12 日
（理事・評議員合同会議決定）

決　　議

全 国 市 長 会

目　　次

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議 …… 1

東日本大震災からの復旧・復興及び
福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議 …… 6

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議 …… 10

地方創生の実現・地方分権改革の推進に関する決議 …… 15

都市税財源の充実強化に関する決議 …… 16

行政のデジタル化及び学校教育のＩＣＴ化の推進
に関する決議 …… 18

参議院議員選挙制度改革に関する決議 …… 21

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

我が国における新型コロナウイルス感染症の現状は、国・都道府県・市町村そして国民が一丸となって取組が進められた結果、人口当たり感染者数や死亡者数は、他の先進国と比較して少なく抑え込むことができている一方、同感染症による日本経済への影響は甚大であり、その長期化も懸念されている。

国は、国民の生命と健康を守るため、爆発的な感染拡大を防ぎつつ、社会経済活動との両立を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、医療・雇用・経済等にわたるあらゆる対策を講じている。

このような中、我々都市自治体は、今後の感染拡大に備えた医療提供体制等の強化や「新しい生活様式」の普及・実践に向けた感染拡大防止に資する対応等に万全を期するとともに、子どもたちの健やかな学びの保障や地域経済の力強い再生などの様々な課題に対し、地域住民に寄り添った支援策を講じながら、全力で取り組んでいるところである。

ついては、国は、都市自治体が地域の実情に応じた更なる取組を行うことを可能にするべく、下記事項について適切かつ弾力的な支援措置を講じること。

記

１．国と地方の情報共有等の緊密な連携等について

（１）新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。

（２）新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供のあり方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。

２．新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の経済状況や感染状況に応じて、予備費の活用を含め、更なる増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

また、令和３年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、都市自治体が感染拡大の防止や経済・雇用情勢に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、都市自治体が必要とする財源について積極的に措置すること。

３．医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

（１）医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

また、新型コロナウイルス感染症対策を通じて得られた経験等を踏まえ、新興感染症対策も見据えた十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや医師・看護師等の派遣などの医療人材の確保について、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を構築すること。

（２）新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関において、必要な資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の増員等に要する経費や風評被害等による減収が発生しているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。

（３）受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

（４）一般医療機関における感染拡大を防止し、地域医療を守るため、発熱初期段階から一般外来と分けて診察する「発熱外来センター」等を広域行政区域単位等の圏域ごとに配置する制度の創設を図るとともに、発熱外来において診療する医師に対して財政支援等を講じること。

（５）今後増加が見込まれるＰＣＲ検査の需要に対応するため、ＰＣＲ検査体制を充実強化するとともに、抗原検査等の簡易検査キットの開発・普及促進を図ることにより、身近な地域で短時間に着実に受けられるよう、広域的な検査体制の構築等に努めること。

また、検査の結果、入院を要さない軽度の患者を受け入れる療養施設等の整備を支援すること。

（６）治療薬、ワクチン等の早期開発及び供給に全力で取り組み、社会的不安の解消に努めるとともに、ワクチンの安全性や有効性等の必要な情報について、国民や都市自治体に対して十分かつ適切に説明すること。

また、ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、準備経費等も含め全額国費による財政措置を講じること。

（７）新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、多くの国民がインフルエンザ予防接種を受けることが重要であることから、国の責任において、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対して、迅速に需要数を確保できるよう、安定供給対策を講じること。

（８）感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないよう、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

４．感染防止対策に必要な支援について

（１）マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体への供給に配慮すること。

また、都市自治体が実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

（２）大雨や台風などの自然災害に備え、避難所等での感染症対策を促進するため、必要な資機材の確保等について財政措置を講じること。

５．地域経済対策について

（１）中小企業・小規模事業者等への支援について

１）更なる資金繰り支援の強化と迅速な実施

中小企業・小規模事業者、農林漁業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、政府系金融機関等による特別貸付の融資枠の拡大、無利子期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

２）財政支援の強化

中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金については、複数回給付や給付期間の延長など、十分な支援を行うこと。

また、家賃支援給付金については、更なる支援金額の拡充及び支援期間の延長を行うとともに、手続きの簡素化や支給の迅速化を図ること。

３）サプライチェーンを守るための企業の地方への立地促進

建設業や製造業等において、輸入部品や資材等の調達が滞り生産体制に

深刻な影響が生じていることから、国内調達が可能となるよう日本での代替生産などを行う企業等に対する支援制度を拡充するとともに、積極的に地方都市への誘導を図ること。

4）都市自治体が独自に実施した対策に係る財政措置

新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が懸念されることから、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

（2）農林漁業者等への支援の拡充

外食やインバウンド需要の大幅な低下により、国産農林水産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充すること。

また、地域を支える農林漁業者の経営継続に万全の対策を講じること。

（3）地域公共交通機関への支援

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

（4）公共事業による景気の下支え

低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

（5）消費喚起対策の実施

売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的かつ効果的な支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。

6．雇用の維持について

（1）雇用調整助成金について、手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。

また、緊急対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を更に引き上げること。

（2）雇用を維持するため、新卒者の内定取消しや解雇・雇止めを行わないこと及びオンライン企業説明会等の柔軟な採用活動を行うことについて、企業に対して協力を要請すること。

また、国による相談支援体制の強化、地方自治体と連携した雇用対策の実施など、雇用環境の改善へ向けた支援策を講じること。

（3）企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者等を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど、雇用創出のための支援措置を講じる

こと。

（４）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、相談支援体制の強化及び手続きの簡素化並びに支給の迅速化を図ること。

７．「新しい生活様式」に対応した小・中学校の学びについて

公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、ＧＩＧＡスクール構想により学校のＩＣＴ化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。

以上決議する。

令和２年 11 月 12 日

全　国　市　長　会

東日本大震災からの復旧・復興及び
福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から９年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

国においては、令和元年12月に「『復興・創生期間』後における復興の基本方針」を閣議決定し、復興庁の設置期間を10年間延長して、引き続き内閣直属の組織とし、その事務を総括する等のため復興大臣を置き、復興事業予算の一括要求などの現行の総合調整機能を維持するとした。復興・創生期間後の令和３年度以降も、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要である。また、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

１．復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

（１）今後、関連工事との工程調整等により復興・創生期間に完了が危ぶまれる一部のハード事業に加え、コミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への継続的な対応が必要となることから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、復興・創生期間後においても、すべての被災市町村が地域の実情に応じ、必要な取組を継続して進めることができるよう、必要な財源を確保すること。また、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

（２）震災発生から時間が経過すること等により、各支援自治体では職員等派遣

が困難となる状況が見受けられることから、復興の取組に必要となる技術職員等の人材の確保や被災自治体への職員派遣について、引き続き必要な措置を講じること。

（３）避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

（４）災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

（５）防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するため、復興・創生期間後においても適切な財政措置を講じること。

また、特定住宅被災市町村の防災集団移転促進事業区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除及び土地交換を行った場合の特例措置を継続すること。

２．被災者の生活再建支援等について

（１）東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。

（２）被災者生活再建支援金については、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

３．公共施設等の復旧支援について

（１）復興道路や復興支援道路等については、財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること。

（２）港湾関係予算を確保し、湾口防波堤の整備促進を図るとともに、真に必要なふ頭用地の造成や岸壁整備など、港湾機能の強化を図ること。

４．東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

（１）原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

（２）放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。

また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅

速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

さらに、除去土壌の搬出困難案件について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計を行うこと。

（3）福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者に任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂すること。

また、トリチウムを含んだ処理水の処分については、国内外の理解を得るための正確な情報発信を強力に行うとともに、国の責任で適切に処理すること。あわせて、風評被害を発生させないための対応について、対策費用面も含め具体的に明示し、国民の理解が得られるようにすること。

（4）原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

（5）原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

（6）原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

（7）避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。

5．原子力災害からの復興・再生について

（1）被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、地域産業の中核を担う人材の育成や企業誘致につながる施策に係る財政措置の拡充等を図ること。

（2）「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。

（３）風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

（４）福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の復興・創生期間後の更なる推進を図るため、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた、産業集積や構想を支える人材育成などの具体的な取組を促進し、強力に支援すること。

また、福島新エネ社会構想の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や水素を活用した開発等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。

（５）原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。

（６）放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

６．原子力安全・防災対策の充実について

（１）福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

（２）関係地方自治体が策定する地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

令和２年 11 月 12 日

全　国　市　長　会

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。昨年においても、８月の前線に伴う大雨による水害や、令和元年房総半島台風に伴う風害や停電、令和元年東日本台風及び台風 21 号に伴う風水害、更に本年の令和２年７月豪雨による河川氾濫など、大規模な災害が頻発しており、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加や、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生も懸念されている。あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大により、避難所の確保や、感染症対策に配慮した運営も課題となっている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっている。

また、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

１．国土強靱化に向けた取組の充実強化について

（１）近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、令和２年度までとなっている「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」に続き、事業期間を５か年とした計画を立て、老朽化対策等も対象とするなど対象事業を拡大のうえ、当初予算において、通常予算とは別枠で必要な事業費を確保すること。

（２）道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、事業年度が令和２年度までとされている緊急防災・減災事業債、防

災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図るとともに、令和３年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

（３）災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定２車線区間の４車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

２．生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

橋梁、トンネル、河川施設、下水道、公園、港湾施設等の構造物のうち、機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を講ずべき施設については、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、都市自治体が管理する膨大な量の構造物のみならず、国や県等が管理する構造物について、適切に予防保全型の点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、インフラ整備の予算とは別枠で、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

３．地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

（１）国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。

また、国土強靱化基本法に基づき都市自治体が策定する国土強靱化地域計画について、気候変動や社会情勢に応じて柔軟な計画策定・改定ができるよう財政措置を講じること。

（２）津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防等の耐震化等について財政措置を講じること。

また、被災後の物流網の早期復旧や膨大な災害廃棄物の迅速な処理等のため、ガントリークレーンの整備等、港湾施設の充実強化を図ること。

（３）火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

４．台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

（１）「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」に基づく河川合流部等の堤防強化策や堤防かさ上げ等に係る取組を加速化・深化させるとともに、河川関係施設等の整備や補修等必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、都市自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

（２）計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

また、排水機場や排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。

（３）土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進に係る十分な支援措置を講じること。

（４）近年の豪雨災害を踏まえ、住民の自主的な避難行動につながるよう、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど、新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

（５）大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。

（６）大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な屋根の雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

５．防災・減災対策の充実強化について

（１）平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。

（２）災害時の緊急避難場所や避難所として指定されている避難施設の建替えや

耐震補強及び学校体育館等の空調設置等の環境整備について、必要な財政措置を講じること。

（３）災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

（４）災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を令和３年度以降も継続的に図ること。

（５）国においては、地方と連携を図りながら、防災能力向上のための危機管理研修や、ハザードマップ等を活用した実践的な防災訓練等の充実強化を図ること。

（６）現行の水害におけるり災判定について、被害の実態に即し、かつ迅速な判定が可能となるような判断基準の設定を検討すること。

６．被災地支援の充実強化について

（１）被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。

（２）被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。

（３）被災自治体において、復旧・復興を担う技術職員等の専門人材が不足していることから、必要な人材確保や被災自治体への職員派遣について、引き続き必要な措置を講じること。

（４）被災した施設等を、従前よりも災害に強い構造で復旧できるよう、改良復旧事業の積極的な推進を図ること。また、現行構造基準へ適合した復旧を災害復旧事業とすることを認め、さらに、改良復旧事業の要件緩和を行うなど、地域の実態を踏まえた制度改正を図ること。

（５）災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

７．新型コロナウイルス感染症対策関係について

大雨や台風などの自然災害に備え、避難所等での感染症対策を促進するため、必要な資機材の確保等について財政措置を講じること。

８．公立小・中学校の整備費について

公立小・中学校の整備費について、都市自治体が新増築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

令和２年 11 月 12 日

全　国　市　長　会

地方創生の実現・地方分権改革の推進に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症により、人々の意識や行動に大きな変化が生じている。この機を捉え、災害リスクも高い東京一極集中の流れを大きく変え、分散型国土の具現化を図っていくことが必要である。

地方への新たなひとの流れの創出に向け、政府関係機関や企業の地方移転の推進、地域における創業の促進、テレワーク等リモート化の拡大、生産拠点の積極的な地方分散化など、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた施策を強力に推進すること。

また、ＡＩ等の先端技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な分野で課題を解決するツールとして活用できる可能性が高いため、日本全国でＳｏｃｉｅｔｙ5.0 が実現できるよう、５Ｇ・光ファイバ等のＩＣＴインフラ整備を推進するとともに、専門技術者やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

さらに、自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充を図ること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。特に、福祉分野の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

地方分権改革は、地方創生と表裏一体の課題であり、国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

以上決議する。

令和２年 11 月 12 日

全　国　市　長　会

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、子ども子育て等福祉・医療・教育の充実、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の経済は依然として厳しい状況にあり、地方財政を取り巻く環境は、かつてなく極めて深刻な状況となっている。

このような状況の下、地方が責任を持って感染症の拡大防止を図り、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供するためには、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図っていくべきである。

（新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保）

新型コロナウイルス感染症対策に伴い必要となる特別の財政需要に対しては、国は必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、都市自治体が引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など都市自治体が必要となる財源について積極的に措置すること。

（地方一般財源総額の確保）

令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定

されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施するべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

（軽自動車税等の確保）

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

（ゴルフ場利用税の現行制度の堅持）

ゴルフ場利用税については、税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

以上、国においては、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化を図るよう強く求める。

以上決議する。

令和２年 11 月 12 日

全　国　市　長　会

行政のデジタル化及び学校教育のＩＣＴ化の推進に関する決議

我が国では、今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題に対応するとともに、大規模災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている。

このような中、政府は、我が国の社会全体のデジタル化の遅れ等の課題を根本的に解決するため、デジタル庁を新設し、マイナンバーカードを普及促進して各種給付を迅速化するなど、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくることとしている。

都市自治体においても、住民福祉の向上等の観点から、行政手続きのデジタル化の推進や情報システムの標準化とともに、適切な個人情報保護を図るなど、新たな時代にふさわしい環境を整えることが喫緊の課題である。

一方、ＧＩＧＡスクール構想については、都市自治体は、すべての児童生徒に１人１台端末環境を整備し、令和時代のスタンダードを享受できるよう、学校のＩＣＴ化をさらに加速させているところである。しかし、将来にわたって発生する端末・校内ネットワークの整備・更新・維持・管理に係る事務負担及び財政負担、ＩＣＴ教育に係る人材不足等の様々な課題に直面している。

よって、国においては、都市自治体における行政のデジタル化及び学校教育のＩＣＴ化の推進のため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

１．行政のデジタル化の推進について

（１）マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、マイナンバーカードの普及促進のための必要な措置を講じること。

（２）各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、国において、統一・標準化を加速化することが検討されている

が、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、十分な支援を行うこと。

（３）社会全体のデジタル化を進めるに当たっては、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤を確実に整備するとともに、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。

また、地方自治体の職員のＩＣＴリテラシーの向上を図るため、ＩＴ人材の育成・確保に対する必要な支援を行うこと。

（４）地方自治体における個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で設定する等の検討に当たっては、国に先行して各自治体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることを踏まえ、地方の現場に混乱が生じないよう、丁寧に意見を聞きながら検討を進めること。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

２．ＧＩＧＡスクール構想について

（１）ＩＣＴ環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒１人１台端末及びネットワーク環境の整備後における学校のＩＣＴ環境の維持・改善に必要な経費については、交付・不交付団体を問わず、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

特に、端末については、紙の教科書と同一の内容である学習者用デジタル教科書と一体となるものであり、現在、全額国費で負担している紙の教科書と同様、全額国費負担とされたいこと。

あわせて、令和元年度における公立小・中学校等のネットワーク環境整備に際しては、多くの都市自治体において申請額と交付決定額が大きく乖離していたことを踏まえ、国の基準単価を適切に見直すこと。

（２）ＩＣＴ教育人材の配置の充実等について

ＩＣＴ支援員については公立小・中学校等４校に１人、ＧＩＧＡスクールサポーターについては公立小・中学校等４校に２人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。また、地域によっては人材確保が困難であることから、国においてＩＣＴ関連事業者に協力を要請する等により人材を確保すること。

（３）学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について

都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステ

ム等の導入に係る経費について財政支援を講じるとともに、国において無償の学習用ソフトウェアの充実を図ること。

（４）インターネット回線の整備及び通信費に対する財政措置等について

インターネット回線の整備及び通信費に対する財政措置を講じること。

特に、既にＬＴＥ対応のタブレット端末を整備済みの場合や校舎の建替え・統廃合が見込まれる場合、費用対効果の面から無線ＬＡＮ方式による通信環境整備は困難であることから、ＬＴＥ方式についても対象とすること。

また、回線事業者に対し、ＧＩＧＡスクール構想のための高速かつ割安なプラン等の提示について、協力を要請すること。

以上決議する。

令和２年11月12日

全　国　市　長　会

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和元年７月に行われた合区による２度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の４県で、徳島県が全国最低の投票率 38.59％を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除く鳥取、島根、徳島の３県は過去最低の投票率を更新する結果となっており、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、この選挙では、比例代表選挙に特定枠制度が導入されたが、合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度ではなかった。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

次回の参議院議員通常選挙までには、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和２年 11 月 12 日

全　国　市　長　会